

山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会 次第

日時：令和5年5月30日（火）午後7時から

場所：戸原小学校体育館

1. 開会

2. あいさつ

3. 自己紹介

4. 会長、副会長の選任について

会長：\_\_\_\_\_

副会長：\_\_\_\_\_

5. 報告事項

(1) 学校規模適正化とは

(2) これまでの経緯 及び 令和4年度以降の城下地区・戸原地区における協議等について

(3) 市内の学校規模適正化の状況等について

(4) 地域の委員会の役割等について

(5) 小中一貫教育について

6. 協議事項

・学校規模適正化に関する山崎南中学校区の方向性について

7. その他

(1) 次回の予定

(2) その他

8. 閉会

山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会

番号	氏名	団体等	小学校区	備考
1	永峰 謙二	御名自治会長	城下	
2	高井 正秀	千本屋自治会長	城下	
3	野坂 隆夫	野自治会長	城下	
4	宮脇 昭介	船元自治会長	城下	
5	織金 正博	下広瀬自治会長	城下	
6	久内 豊	中井自治会長	城下	
7	鶴崎 和之	鶴木自治会長	城下	
8	太田 博文	春安自治会長	城下	
9	藤井 正司	段自治会長	城下	
10	片山 繁樹	金谷自治会長	城下	
11	志水 謙司	上比地自治会長	城下	
12	福田 裕司	中比地自治会長	城下	
13	森本 実勇	下比地自治会長	城下	
14	牧野 彰光	城下小 P T A 代表	城下	
15	仁尾 琢磨	城下小 P T A 代表	城下	
16	小川 咲子	城下小 P T A 代表	城下	
17	金本 文代	自治会女性会 代表	城下	
18	松本 むつみ	前民生委員児童委員	城下	
19	橋本 俊明	老人クラブ連合会 代表	城下	
20	長田 茂伸	川戸自治会長	戸原	
21	西明寺 正己	宇原自治会長	戸原	
22	西脇 健介	下宇原自治会長	戸原	
23	中村 正一	戸原小 P T A 代表	戸原	
24	西明寺 正記	戸原小 P T A 代表	戸原	
25	志水 裕介	戸原小 P T A 代表	戸原	
26	寺西 嘉津代	自治会女性会 代表	戸原	
27	下多 睦美	民生委員児童委員	戸原	
28	西脇 恵美	民生委員児童委員	戸原	
事務局	大谷 奈雅子	教育部長		
事務局	小河 秀義	教育部次長		
事務局	大砂 正則	教育部次長 兼 教育総務課長		
事務局	中田 吏	学校教育課 課長		
事務局	仁尾 雅浩	学校教育課 副課長		
事務局	岩本 浩二	教育総務課 副課長		

# 学校規模適正化とは

市内の各小中学校において、少子化の影響などから、児童生徒数の減少と、それに伴う学校の小規模化が進行しています。

児童生徒数が減少し、集団の規模（1クラスあたりの人数）が小さくなると、集団教育の良さが活かされにくくなるばかりでなく、学校の教職員などの配置数が減り、学校の運営や児童の指導に難しさが生じてきます。

これらの課題へ対応を図るため、宍粟市教育委員会では、平成21年8月に、学校規模適正化推進計画を定め、保護者の皆さまや地域の皆さまの理解を得ながら、推進を図ることとしています。

**学校規模適正化** = 小学校区の再編により、一定規模以上の集団（1クラスあたりの人数）を確保することで、児童にとって、より良い教育環境を整えること。

## ◎ 教育の効果

- 一定規模の集団化により
  - ⇒ 互いに切磋琢磨する力や社会性の育成
  - ⇒ 学びや遊び環境の多様性
  - ⇒ 男女比や学年比の極端な偏り解消
  - ⇒ 体育や音楽等の授業内容の広がり
  - ⇒ 多様な考え方に触れる

## ◎ 保護者のニーズ（平成20年1月調査）

- 望ましい小学校の規模
  - ⇒ 150人以上の回答が81.9%
- 望ましい学級規模
  - ⇒ 20人～29人とする回答が77.7%
- 学校規模の適正化のための統廃合
  - ⇒ 積極推進又はやむを得ないとする回答が63.2%…小規模校ほど高率傾向

## ◎ 学校運営

- 同学年での学級編制（単式学級）が原則
  - ⇒ 平成21年度 複式学級13学級、令和4年度 複式学級2学級
- 学校教職員の一定数確保により
  - ⇒ 多面的な校内研修
  - ⇒ 多様な教育方法の展開
  - ⇒ 専門性を生かした学習の実施
  - ⇒ 校務の負担軽減
- 教育資源の効率的、効果的投資

## 学校規模適正化に関する市の基本的な考え方（山崎南中学校区）

- ① 現在の城下小学校・戸原小学校は、それぞれ一旦閉校し、新しい学校としてスタートします。
- ② 新しい学校は、小中一貫教育の観点から、中学校に最も近い城下小学校の校舎を使用します。
- ③ 新しい学校（校舎）において、改修・改築や増築が必要な箇所については、積極的に環境改善をはかります。
- ④ 自治会の中心施設（公民館等）から新しい学校までの距離が、概ね4 km以上となる場合は、スクールバスを運行します。
- ⑤ 新しい学校づくりに保護者・地域住民が参画する機会を確保するとともに、地域と連携した特色ある取組を検討します。
- ⑥ 山崎南中学校区の地域の委員会において、学校規模適正化を進めると決定した場合、実施時期についても協議します。

## ●これまでの経緯

### 1 宍粟市学校規模適正化推進計画及び幼保一元化推進計画の策定

○平成21年8月に策定

### 2 学校規模適正化・幼保一元化推進計画 小学校区別説明会

○城下小学校区：平成22年10月26日、戸原小学校区：平成22年10月27日に実施

### 3 山崎町連合自治会 役員会

○平成24年4月24日・・・優先校区等の進め方等について説明を実施

### 4 山崎南中学校区 学校規模適正化・幼保一元化に係る地域の委員会

○計3回の協議（H24.6～H25.2）

○決定事項 = 戸原保育所の建替えの問題があることから、幼保一元化の協議を先に進めることとし、城下地区・戸原地区に分かれて、その協議を進めていく。  
学校規模適正化の協議については、当面の間、繰り延べる（延期する）。

### 5 幼保一元化に関する協議

#### (1) 戸原地区の幼保一元化に係る協議

##### ① 戸原地域教育・保育検討委員会

○計4回の協議（H25.3～H26.10）

○その間、市の意思決定として、戸原地区に認定こども園を設置することとなった。

##### ② 戸原地区幼保一元化協議会

○計6回の協議（H29.5～H31.2）

○その間、設計・建築等が進められ、平成31年4月より、戸原こども園が開設された。

#### (2) 城下地区の幼保一元化に係る協議

##### ① 山崎町内の幼保一元化推進計画に係る整備計画を公表（H31.4）

城下地区の各自治会、住民等への説明（R1.5～R3.10）

##### ② 城下地区におけるこども園整備にかかる保護者アンケート（R3.11）

##### ③ 城下地区幼保一元化協議会

○計3回の協議（R3.11～R3.12）

○その後、市の意思決定として、城東保育所周辺を候補地として、令和6年4月より、城下地区こども園が開設する予定となった。

○運営事業者は「ひこばえ福祉会（段ちびっこえん）」に決定した。（R4.5）

### 6 その他

#### (1) 川戸自治会保護者を対象にした市長懇談会（H30.10）

→ 保護者より、城下小との学校規模適正化を進めてほしいとの意見あり。

これを受け、戸原小PTA会長と市長との懇談（H30.11）、PTA・戸原小・市

の間での調整や協議の結果、P T A主体で適正化に関し保護者アンケートを実施することとなり、賛成多数であれば、適正化に向けたP T A臨時総会を開催する。

**(2) 戸原小学校保護者アンケート実施 (H31. 3) 【戸原小P T Aが実施】**

→ 結果は、適正化に賛成12人、反対・白紙28人。反対多数であったため、適正化に向けたP T A臨時総会は、開催されなかった。

**(3) 戸原こども園保護者会アンケート実施 (R1. 6) 【戸原こども園保護者会が実施】**

→ 主な傾向：若い世代及び小学校低学年の保護者・・・早く適正化してほしい  
小学校高学年の保護者・・・現状のままで良い

## ●令和4年度以降の城下地区・戸原地区における協議等

### 1 両地区の自治会長・両校のP T A会長等と協議 (R4. 5～6)

山崎南中学校区の地域の委員会において、「幼保一元化の協議を先に進めることとし、当面の間、学校規模適正化の協議は繰り延べる（延期する）。」と決定されていたが、それぞれの地区における幼保一元化の協議が終了したこと等から、市として、地域の委員会の再開に向けて、両地区の自治会長・両校のP T A会長等と協議・調整

### 2 戸原地区保護者意識調査 (R4. 7)

戸原地区に在住の小学生および未就学児の保護者を対象に、今後の参考とするため、意識調査を実施。集約結果は、資料②4～8ページのとおり。

### 3 城下地区の代表者による協議 (R4. 10. 13)

- 自治会長13名、P T A代表3名、自治会女性部代表1名、民生委員代表1名、老人クラブ代表1名 が出席
- 学校規模適正化、また、両校を一旦閉校し新たな学校を開設することへの反対意見はなし
- 城下地区より影響の大きい戸原地区の意見が大事ではないかとの意見が複数あり
- 城下地区でも保護者の声を参考にしたいとの意見があり、城下小の保護者を対象に、意識調査を実施することとした。集約結果は、資料②18～21ページのとおり。
- 小中一貫教育の内容について知りたいとの意見があり、次の会議で説明することとした。

### 4 戸原地区の代表者による協議 (R4. 10. 28)

- 自治会長3名、P T A代表3名、自治会女性部代表1名、民生委員代表1名、老人クラブ代表1名 が出席
- 地域の声も大事だが何より保護者の意見が大事ではないかとの意見が複数あったことをうけ、保護者説明会を開催することとした。
- その他に「市内の適正化実施済の地域のこと」「小規模特認校の制度のこと」「学校がなくなってしまうことは地域としては、やはり寂しい。」「一定人数の中で競争がなければ子どもは強くない。社会に出て苦労するのではないか。」等の意見があった。

## 5 戸原地区 保護者説明会 (R4. 11. 30、R4. 12. 4)

○参加者 計22名

○学校規模適正化のメリット・デメリット等を説明後、保護者との意見交換を行った。

○おもな意見、質疑等 = 詳細は、[資料②9～15ページ](#)のとおり

- ・学校規模適正化が推進される場合は、今後のスケジュール、スクールバスの運行、学校の制服、子どもが遊びに行く範囲はどうなるのか。
- ・学校規模適正化が推進される場合は、城下小との交流授業をしっかりと行ってほしい。
- ・今まで学校規模適正化を実施された校区の保護者の声が聞きたい。
- ・協議の進捗状況を随時知らせてほしい。
- ・小規模校を活かした取組（小規模特認校、分校、ICTの活用）はできないか。
- ・地域の過疎化が進んでしまうのではないか。
- ・学校規模適正化が推進されない場合は、どうなるのか。

○参加者を対象にアンケート調査を実施した。集計結果は、[資料②16～17ページ](#)のとおり。

## 6 戸原地区の代表者による協議 (R5. 2. 1、R5. 3. 28)

2、4、5を踏まえ、代表者による協議を重ねた結果、子どもたちの教育環境をより良くしていくため、学校規模適正化に向けて前向きに検討することとし、山崎南中学校区の地域の委員会を再開することとした。

## 7 戸原地区 住民説明会 (R5. 5. 20)

○参加者 16名

○山崎南中学校区のこれまでの経緯、令和4年度の戸原地区の協議の状況、今後の方向性等について説明後、参加者との意見交換を行った。

○おもな意見、質疑等

- ・適正化を推進するとした場合、使用する校舎は城下小と決定しているのか。
- ・適正化を推進するとした場合、スクールバスで登校する子どもは何名ぐらいか。
- ・適正化を推進するとした場合、新しい学校を建設する予定はないのか。
- ・一人ひとりにじっくり向き合うことができ、また、教室の有効活用、時間的な余裕など、小規模校の良さがある。支援が必要な児童についても少人数のほうが落ち着いていられるのではないか。
- ・市外に住んでいる戸原出身者が、戸原小がなくなれば戸原に帰ってこなくなるのではないか。
- ・人数が少ないことから、子どもの人間関係が変わらない点が心配。適正化が進み、クラス替えがある学校になれば、また、クラス替えがなくても20人程度いれば、子どもなりに人間関係を築く能力が養われていくかと思う。中学校で一緒になるとはいえ、その頃には人格も形成され、グループもできており、そこに戸原から少人数で加わっていくのは子どもの負担が大きい。
- ・適正化が決定し、戸原地区に住んでいれば新たな学校に通えるとなることは、地域の過疎化に対してメリットになるかと思う。
- ・地域の委員会で適正化を進める、進めないの決定は、どのようにして決まるのか。
- ・地域の委員会のメンバー構成は、どうなっているのか。
- ・地域の委員会での協議内容等は、どのようにお知らせされるのか。

# 学校規模適正化の状況

○児童の減少と学校の小規模化の進行

◇兵庫県全体（全11小学校）

	平成元年度
小学校児童数	4,331人
単式学級数	154学級
複式学級数	7学級
学年平均児童数	36人
学校平均児童数	217人
小学校数	20校



	平成24年度	平成元年度との比較
	2,291人	▲47.1%
	129学級	▲25学級
	9学級	+2学級
	21人	▲15人
	127人	▲90人
	18校	▲2校



	令和5年度	平成24年度との比較
	1,584人	▲30.9%
	79学級	▲50学級
	2学級	▲7学級
	24人	+3人
	144人	+17人
	11校	▲7校

※ 複式学級は、戸原小で2学級

	【適正化の状況】	適正化協議会設置年月日
平成23年4月	千種東小学校が千種南小学校へ編入	—
平成24年4月	千種南小学校、千種北小学校が適正化 ⇒ 千種小学校新設	平成22年06月30日
平成26年4月	菅野小学校、土万小学校が適正化 ⇒ 山崎西小学校新設	平成25年05月01日
平成27年4月	波賀小学校、野原小学校、道谷小学校が適正化 ⇒ 波賀小学校新設	平成25年06月18日
平成28年4月	下三方小学校、三方小学校、繁盛小学校が適正化 ⇒ 一宮北小学校新設	平成25年09月30日
平成30年4月	神戸小学校、染河内小学校が適正化 ⇒ はりま一宮小学校新設	平成27年04月15日
令和4年4月	伊水小学校、都多小学校が適正化 ⇒ 蔦沢小学校新設	令和03年05月28日



学校規模適正化 協議の流れ（山崎南中学校区）

1 学校規模適正化に関する説明会（準備会）＝ 戸原小学校区、城下小学校区にそれぞれ設置

【委員の構成、協議内容等】

- ・各小学校区内の保護者、地域住民で組織
- ・各小学校区内の方向性の協議、課題の整理
- ・各小学校区内の保護者等の意識把握
- ・各小学校区内の意見集約と合意形成

小学校区としての方向性を整理し、**2の地域の委員会**を再開



2 地域の委員会＝ 山崎南中学校区に設置

【委員の構成、協議内容等】

- ・各説明会（準備会）のメンバーで組織
- ・中学校区内の方向性の協議、課題の整理
- ・中学校区内の保護者等の意識把握
- ・中学校区内の意見集約と合意形成
- ・協議内容＝ ①適正化を進めるか、進めないか ②進めるとした場合は、その目標時期

中学校区としての方向性（適正化を進める、進めない）を決定し、

適正化を進める  
となった場合



目標時期を設定したうえで  
**3の地区協議会**に移行

適正化を進めない  
となった場合



学校規模適正化の推進を中止



3 地区協議会＝ 山崎南中学校区に設置

【委員の構成、協議内容等】

- ・各小学校保護者、各地区自治会長、戸原小校長、城下小校長、山崎南中校長で組織
- ・時期の決定
- ・校名、校歌、校章、制服、遠距離通学対策、PTA組織等の検討、決定
- ・その他関係する開校の準備

新しい学校の設置、新しい学校の運営協議会等の設置

## 山崎南中学校区学校規模適正化に関する地域の委員会要綱

### 1. 委員会の目的

少子化が進行する中で、市の計画に基づく学校規模適正化の推進について、山崎南中学校区として各種課題を整理のうえ、今後の方向性を協議検討するため、山崎南中学校区に地域の委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2. 委員

委員会に各種関係者の中で選任した委員28名を置く。

- (1) 自治会長 16名
- (2) 小学校PTA代表 6名
- (3) 地域の各種団体等の代表、その他地域から推薦した者 6名

### 3. 委員会の役員

- (1) 委員会に会長及び副会長を置く。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- (3) 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、事故ある時は、その職務を代理する。
- (5) 委員会に、必要により部会を設け、部会長を置くことができる。

### 4. 委員の任期

任期は、委員会設置の日から、地域としての今後の方向性の協議が終了するまでの間とする。

### 5. 会議

委員会の会議は、会長が招集する。

ただし、1回目の会議は、宍粟市教育委員会が招集する。

### 6. 会議の公開

会議は、原則公開とし、会長が必要と認めた場合に限り非公開とする。

なお、会議内容については会議終了後、市ホームページで公表する。

### 7. 事務局

委員会の事務局は、宍粟市教育委員会に置く。

### 8. その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

### 9. 附則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

# 小中一貫教育を推進しています

宍粟市では令和元年6月に小中一貫教育の推進及び整備方針を定めました。  
このリーフレットでは本制度の内容についてわかりやすく紹介します。

## 小中一貫教育って、どのような教育なのか？

小学校と中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じたカリキュラムを編成して、系統的な取組を行う教育です。



(具体例)

- ・学習規律や指導の方法、生徒指導の方針や方法が一貫している。
- ・地域性を活かした総合学習や特別活動が小中学校で連携して行われる。  
(例：ふるさと学習)
- ・外国語の授業が9年間を通じたカリキュラムのもと行われる。
- ・人権教育・道徳教育が9年間を通じたカリキュラムに基づき行われる。
- ・小中相互乗り入れ授業が行われる。



系統性・連続性のある9年間の教育

## 小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

◇小中連携教育…小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

□小中一貫教育…小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

①義務教育学校  
新たな学校種 (1つの学校)  
⇒ 1人の校長、  
1つの教職員組織

修業年限：9年  
(前期課程6年  
+後期課程3年)



校長：1人

小中一貫型小学校・中学校  
組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を行う形態  
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校  
(同一の設置者)

A中学校 校長



B小学校 校長 C小学校 校長

※一貫教育にふさわしい  
運営体制の整備が要件

- (例) ・統合調整を担う校長を定める  
・学校運営協議会の合同設置  
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校  
(異なる設置者)

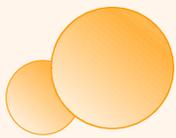
D立 E中学校  
校長



F立 G小学校  
校長



※併設型小・中学校を参考に  
適切な運営体制を整備する  
こと



# 宍粟市の小中一貫校ではどんな学習をするのですか？

宍粟市における小中一貫校のカリキュラムイメージは以下のとおりです。

	特別活動 総合的な学習 (例) ふるさと学習	外国語 (外国語活動)		人権	各教科等	
		指導方法	指導教員		指導方法	指導教員
小1	(取組例) 9年間を見通したカリキュラムにより指導 体験学習 地域学習 環境体験学習 しそう森林の探検隊 自然学校 卒業式 集団訓練 トライやる・ウィーク トライやるアクション	学級担任制	学級担任・ALT ・中学校英語	9年間を見通したカリキュラムにより指導	学級担任制	小学校教員
小2						
小3						
小4		あるいは 教科担任制	あるいは 中学校英語		あるいは 教科担任制	中学校教員
小5						
小6		教科担任制	ALT 英語教員		教科担任制	中学校教員
中1						
中2						
中3						

英語（外国語・外国語活動）に次いで、美術・技術（図工）  
音楽・体育の相互乗り入れ授業を優先的に推進

このほか、小中一貫校では次のような取組を行うことができます。

- ・ 9年間で系統立てた学習規律・生活規律のルールの設定
- ・ 9年間を見通した学習方法や学習時間のマニュアルの作成
- ・ 9年間を見通したノート指導や発表の方法の指導
- ・ 9年間を見通した宿題・学習時間の量の段階的な増加の配慮
- ・ 小・中学校の移行期（例：小学校5年生～中学校2年生）における小中学校教員によるチームティーチングの実施
- ・ 小学6年生の3月から中学1年生の4月までの一部期間を対象に小学校の学習内容を復習したり、中学校の学習内容を先取りして学習したりすることのできる特別の教科指導を実施すること